

# 兵庫県公報

平成20年12月12日 金曜日 第 2039 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	2
○市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	2
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○保安林の指定の予定通知（同）	3
○同上（同）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	7
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	7
○春日都市計画下水道事業丹波市公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）	19
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	19
○都市計画の決定についての案の縦覧（都市計画課）	19
○都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	20
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	20
○大規模小売店舗に対する県の意見に対して講ずる措置の概要（同）	21
○落札者等の公示（管理課）	21
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	22
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出	27
<b>教育委員会公告</b>	
○入札公告（県立香住高等学校）	27

## 告 示

### 兵庫県告示第1238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
菅 健 吾	接骨院爽美館	尼崎市南塚口町2-1-3 さんさんタウン3番館4F	平成20年5月1日

池 澤 剛	池澤整骨院	同 市南武庫之荘4丁目19-18ラヴィーナ武庫之荘103号	同 年4月10日
樋 口 一 実	さかしたマッサージ治療院	同 市常松1-36-8 2F	同 年5月1日
森 上 悠 葵	もりがみ接骨院	明石市大久保町西島438-1 オーシャンビュー江井ヶ島1F	同 年4月30日
野 山 明 範	オアシス整骨院	同 市大石町1-11-1 パークサイド明石101	同 年5月1日
西 島 守 彦	西嶋整骨院	加古川市加古川町溝之口353-8	同 月2日
稲 垣 珠 季	たまちゃん整骨院	たつの市揖西町土師966-33	同
網 代 勝 夫	網代接骨院	淡路市郡家386-3	平成20年4月14日
大 池 和 宏	てんま整骨鍼灸院	加古郡稲美町国岡3丁目20-2	同 月1日



**兵庫県告示第1239号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
辻 本 茂	接骨院爽美館	尼崎市南塚口町2-1-3 さんさんタウン3番館4F	平成20年4月30日



**兵庫県告示第1240号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
豊岡市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	江野地区	平成20年12月12日から平成21年1月8日まで	豊岡市役所



**兵庫県告示第1241号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成20年12月22日（月）午前10時00分から午前10時30分まで
- 3 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県第1号館10階農政環境部会議室



**兵庫県告示第1242号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南あわじ市志知口字北山570、571の1、572、572の1、573から585まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1243号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区市原字西ノ山692の92、692の94
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西ノ山692の92(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1244号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町東芦田字紙屋400の1、401（次の図に示す部分に限る。）、字紙屋奥3331の1、3332から3335まで、3336の1から3336の3まで、3337の1から3337の14まで、3338から3344まで、3344の2から3344の4まで、3345、3346の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字紙屋奥3331の1・3333・3334・3337の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1245号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町皆河字アワシ92の8から92の10まで・92の92（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、92の138から92の145まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1246号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町皆河字堂ノ尾502の18から502の20まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1247号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社棚澤八光社  
大阪府東大阪市西石切町2丁目1番10号  
代表取締役社長 棚澤 肇

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社棚澤八光社上月工場  
佐用郡佐用町櫛田1854-6

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(No. 2)		
能	力	銅張り積層板 200~300kg/時	174枚/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	0時~24時 10分		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3~7	2~8	6.5~7.5	6.5~7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	50	11	15

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	80	150	15	20
	浮遊物質 (単位 mg/L)	30	50	2	5
	窒素含有量 (単位 mg/L)	6.4	10	9.3	15
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1	1	0.1 未満	0.1
	銅含有量 (単位 mg/L)	30	50	0.01 未満	0.01
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	5	10	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		139	279	1	1

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年12月12日から平成21年1月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び佐用郡佐用町住民課



兵庫県告示第1248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量成果改算）
- 2 作業期間  
平成20年11月26日から平成21年1月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市内



兵庫県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 網 干 た つ の 線	揖保郡太子町吉福字西川原260番3から 同 郡同 町吉福字西川原272番4まで	旧	7.0から 7.0まで	142.0
		新	7.0から 18.0まで	142.0



**兵庫県告示第1250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 沼 市 島 線	丹波市市島町上竹田字河原644番7から 同 市市島町上竹田字的場1099番1まで	旧	5.0から 15.0まで	1141.0	予定地
	丹波市市島町上竹田字河原644番7から 同 市市島町上竹田字的場1099番1まで		11.0から 40.0まで	1190.0	
	丹波市市島町上竹田字河原644番7から 同 市市島町上竹田字的場1099番1まで	新	11.0から 40.0まで	1190.0	



**兵庫県告示第1251号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蒲田(1)(1)I (102010001)	姫路市広畑区蒲田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
西庄(1)(1)I (102010002)	姫路市西庄（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
井ノ口(1)(1)I (102010003)	姫路市井ノ口（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
井ノ口(2)(1)I (102010004)	姫路市苦編（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲田(3)(1)I (102010005)	姫路市広畑区蒲田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲田(4)(1)I (102010006)	姫路市広畑区蒲田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

蒲田(5)(1) I (102010007)	姫路市広畑区蒲田 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
苔編(3)(1) I (102010008)	姫路市苔編 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
山崎(1) I (102010009)	姫路市飾磨区山崎 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(1)(1) I (102010010)	姫路市打越 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(2)(1) I (102010011)	姫路市打越 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(3)(1) I (102010012)	姫路市打越 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(4)(1) I (102010013)	姫路市打越 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(5)(1) I (102010014)	姫路市打越 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
坪田(1) I (102010015)	姫路市刀出 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(1)(1) I (102010016)	姫路市白鳥台一丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(2)(1) I (102010017)	姫路市白鳥台一丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(3)(1) I (102010018)	姫路市白鳥台一丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(4)(1) I (102010019)	姫路市白鳥台一丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(5)(1) I (102010020)	姫路市白鳥台三丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(6)(1) I (102010021)	姫路市白鳥台二丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(7)(1) I (102010022)	姫路市白鳥台二丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(1)(1) I (102010023)	姫路市飾西 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(2)(1) I (102010024)	姫路市飾西 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(6)(1) I (102010025)	姫路市打越 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山北(1)(1) I (102010026)	姫路市青山北三丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(1) I (102010027)	姫路市青山二丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
西蒲田(1) I (102010028)	姫路市広畑区西蒲田 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊

西蒲田(2)(1) I (102010029)	姫路市広畑区西蒲田 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
才(1)(1) I (102010030)	姫路市広畑区才 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
才(2)(1) I (102010031)	姫路市広畑区才 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
則直(1) I (102010032)	姫路市広畑区則直 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(1) I (102010033)	姫路市林田町大堤 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥佐見(1)(1) I (102010034)	姫路市林田町八幡 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥佐見(2)(1) I (102010035)	姫路市林田町奥佐見 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
上構(1) I (102010036)	姫路市林田町上構 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
上伊勢(1)(1) I (102010037)	姫路市林田町上伊勢 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
伊勢茶屋(1) I (102010038)	姫路市林田町下伊勢 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
石倉(1) I (102010039)	姫路市石倉 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音寺(1) I (102010040)	姫路市西脇 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
下太田(1)(1) I (102010041)	姫路市勝原区下太田 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
勝山町(1) I (102010042)	姫路市勝原区丁 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
丁(1)(1) I (102010043)	姫路市勝原区丁 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊見(1) I (102010044)	姫路市勝原区熊見 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
山戸(1) I (102010045)	姫路市勝原区山戸 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日谷(1)(1) I (102010046)	姫路市勝原区朝日谷 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
和久(1) I (102010047)	姫路市網干区和久 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(2)(1) I (102010048)	姫路市高岡新町 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(2)(1) I (102010049)	姫路市西庄 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(2)(2) I (102010050)	姫路市町坪 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊

井ノ口(3)(1) I (102010051)	姫路市井ノ口 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(4)(1) I (102010052)	姫路市井ノ口 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
苫編(1)(1) I (102010053)	姫路市苫編 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
苫編(2)(1) I (102010054)	姫路市苫編 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
富士見丘町(1) I (102010055)	姫路市飾磨区富士見ヶ丘町 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山南(1) I (102010056)	姫路市青山南一丁目 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(7)(1) I (102010057)	姫路市打越 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(8)(1) I (102010058)	姫路市打越 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(8)(1) I (102010059)	姫路市白鳥台三丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(9)(1) I (102010060)	姫路市白鳥台二丁目 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(10)(1) I (102010061)	姫路市白鳥台二丁目 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山北(2)(1) I (102010062)	姫路市青山北二丁目 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(9)(1) I (102010063)	姫路市打越 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(10)(1) I (102010064)	姫路市打越 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
林田(1)(1) I (102010065)	姫路市林田町林田 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
林田(2)(1) I (102010066)	姫路市林田町林田 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
林谷(1) I (102010067)	姫路市林田町林谷 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
上伊勢(2)(1) I (102010068)	姫路市林田町上伊勢 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(11)(1) I (102010069)	姫路市白鳥台一丁目 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(12)(1) I (102010070)	姫路市白鳥台三丁目 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(11)(1) I (102010071)	姫路市打越 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(1) I (102010072)	姫路市打越 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊

高岡新町(1)(1) I (102010073)	姫路市高岡新町 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(5)(1) I (102010074)	姫路市高岡新町 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(6)(1) I (102010075)	姫路市高岡新町 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
高岡新町(2)(1) I (102010076)	姫路市高岡新町 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
高岡新町(3)(1) I (102010077)	姫路市高岡新町 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(3)(1) I (102010078)	姫路市下手野一丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(4)(1) I (102010079)	姫路市下手野一丁目 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(6)(1) I (102010080)	姫路市広畑区蒲田 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(7)(1) I (102010081)	姫路市広畑区蒲田 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(8)(1) I (102010082)	姫路市広畑区蒲田 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(9)(1) I (102010083)	姫路市広畑区蒲田 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(3)(1) I (102010084)	姫路市西庄 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(4)(1) I (102010085)	姫路市西庄 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(5)(1) I (102010086)	姫路市西庄 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(5)(1) I (102010087)	姫路市井ノ口 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(6)(1) I (102010088)	姫路市井ノ口 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
丁(2)(1) I (102010089)	姫路市勝原区山戸 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
丁(3)(1) I (102010090)	姫路市勝原区丁 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
下太田(2)(1) I (102010091)	姫路市勝原区下太田 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日谷(2)(1) I (102010092)	姫路市勝原区朝日谷 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(2) I (102010093)	姫路市井ノ口 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
町坪(1)(2) I (102010094)	姫路市町坪 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊

白鳥台(2) I (102010095)	姫路市白鳥台三丁目 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(1)(2) I (102010096)	姫路市青山 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(2) I (102010097)	姫路市西庄 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
町坪(2)(2) I (102010098)	姫路市町坪 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(1)(2) I (102010099)	姫路市飾西 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(2)(2) I (102010100)	姫路市飾西 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(2)(2) I (102010101)	姫路市青山 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(3)(2) I (102010102)	姫路市青山 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山北(1)(2) I (102010103)	姫路市青山 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山北(2)(2) I (102010104)	姫路市青山 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(1)(1) II (102010105)	姫路市広畑区蒲田 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山(1)(1) II (102010106)	姫路市林田町松山 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山(2)(1) II (102010107)	姫路市林田町松山 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
上山下(1) II (102010108)	姫路市林田町松山 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
本山田(1) II (102010109)	姫路市林田町山田 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛籠谷(1) II (102010110)	姫路市林田町山田 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(1)(1) II (102010111)	姫路市林田町大堤 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(2)(1) II (102010112)	姫路市林田町大堤 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(3)(1) II (102010113)	姫路市林田町大堤 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥佐見(1)(1) II (102010114)	姫路市林田町奥佐見 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥佐見(2)(1) II (102010115)	姫路市林田町奥佐見 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥佐見(3)(1) II (102010116)	姫路市林田町奥佐見 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊

奥佐見(4)(1)Ⅱ (102010117)	姫路市林田町奥佐見(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
八幡(1)Ⅱ (102010118)	姫路市林田町八幡(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(1)(1)Ⅱ (102010119)	姫路市林田町六九谷(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(2)(1)Ⅱ (102010120)	姫路市林田町六九谷(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(3)(1)Ⅱ (102010121)	姫路市林田町六九谷(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(4)(1)Ⅱ (102010122)	姫路市林田町六九谷(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡本(1)Ⅱ (102010123)	姫路市林田町口佐見(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
中構(1)(1)Ⅱ (102010124)	姫路市林田町中構(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
上伊勢(1)(1)Ⅱ (102010125)	姫路市林田町下伊勢(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
下伊勢(2)(1)Ⅱ (102010126)	姫路市林田町下伊勢(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
上伊勢(3)(1)Ⅱ (102010127)	姫路市林田町下伊勢(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
石倉(1)Ⅱ (102010128)	姫路市石倉(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
太市中(1)Ⅱ (102010129)	姫路市太市中(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(1)(1)Ⅱ (102010130)	姫路市打越(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(2)(1)Ⅱ (102010131)	姫路市打越(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(1)Ⅱ (102010132)	姫路市打越(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(3)(1)Ⅱ (102010133)	姫路市打越(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(4)(1)Ⅱ (102010134)	姫路市打越(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(5)(1)Ⅱ (102010135)	姫路市打越(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(2)(1)Ⅱ (102010136)	姫路市下手野一丁目(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(3)(1)Ⅱ (102010137)	姫路市下手野一丁目(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
西今宿(1)Ⅱ (102010138)	姫路市高岡新町(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊

岡田(1)Ⅱ (102010139)	姫路市岡田(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(2)(1)Ⅱ (102010140)	姫路市広畑区蒲田(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(3)(1)Ⅱ (102010141)	姫路市広畑区蒲田(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(4)(1)Ⅱ (102010142)	姫路市広畑区蒲田(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊
丁(1)Ⅱ (102010143)	姫路市勝原区丁(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日谷(1)(1)Ⅱ (102010144)	姫路市勝原区朝日谷(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日谷(2)(1)Ⅱ (102010145)	姫路市勝原区朝日谷(別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日谷(1)Ⅲ (102010166)	姫路市勝原区朝日谷(別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊
刀出栄立町(1)Ⅲ (102010147)	姫路市書写(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊
西蒲田(1)(1)Ⅲ (102010148)	姫路市広畑区西蒲田(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊
太市中(1)Ⅲ (102010149)	姫路市太市中(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
刀出(1)(1)Ⅲ (102010150)	姫路市刀出(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊
刀出(2)(1)Ⅲ (102010151)	姫路市刀出(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(1)(1)Ⅲ (102010152)	姫路市打越(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(2)(1)Ⅲ (102010153)	姫路市打越(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(3)(1)Ⅲ (102010154)	姫路市打越(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
白鳥台(1)Ⅲ (102010155)	姫路市打越(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
打越(4)(1)Ⅲ (102010156)	姫路市打越(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
西今宿(1)Ⅲ (102010157)	姫路市高岡新町(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
西庄(1)Ⅲ (102010158)	姫路市西庄(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(1)(1)Ⅲ (102010159)	姫路市岡田(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(2)(1)Ⅲ (102010160)	姫路市井ノ口(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊

西夢前台(1)Ⅲ (102010161)	姫路市広畑区西蒲田(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
西蒲田(3)(1)Ⅲ (102010162)	姫路市広畑区西蒲田(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊
蒲田(1)Ⅲ (102010163)	姫路市広畑区蒲田(別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊
才(1)Ⅲ (102010164)	姫路市広畑区才(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊見(1)Ⅲ (102010165)	姫路市広畑区京見町(別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊
夢前台西Ⅱ (202010082)	姫路市広畑区西蒲田(別図166のとおり)	土石流
井ノ口川Ⅰ (202010001)	姫路市林田町松山(別図167のとおり)	土石流
万竹竜谷川Ⅰ (202010002)	姫路市林田町山田(別図168のとおり)	土石流
六九谷川Ⅰ (202010003)	姫路市林田町六九谷(別図169のとおり)	土石流
高梨川Ⅰ (202010004)	姫路市林田町八幡(別図170のとおり)	土石流
袋谷Ⅰ (202010005)	姫路市林田町八幡(別図171のとおり)	土石流
六九谷左支溪Ⅰ (202010006)	姫路市林田町六九谷(別図172のとおり)	土石流
六九谷Ⅰ (202010007)	姫路市林田町六九谷(別図173のとおり)	土石流
六九谷右支溪Ⅰ (202010008)	姫路市林田町六九谷(別図174のとおり)	土石流
上構Ⅰ (202010009)	姫路市林田町上構(別図175のとおり)	土石流
長林第2Ⅰ (202010010)	姫路市林田町大堤(別図176のとおり)	土石流
洞城川Ⅰ (202010011)	姫路市林田町上伊勢(別図177のとおり)	土石流
柿ヶ谷Ⅰ (202010012)	姫路市林田町上伊勢(別図178のとおり)	土石流
上出屋敷川Ⅰ (202010013)	姫路市林田町下伊勢(別図179のとおり)	土石流
石倉西川Ⅰ (202010014)	姫路市林田町下伊勢(別図180のとおり)	土石流
相野Ⅰ (202010015)	姫路市西脇(別図181のとおり)	土石流
相野東谷Ⅰ (202010016)	姫路市飾西(別図182のとおり)	土石流

山戸川 I (202010017)	姫路市勝原区丁 (別図183のとおり)	土石流
京見町川 I (202010018)	姫路市広畑区京見町 (別図184のとおり)	土石流
則直川 I (202010019)	姫路市広畑区才・広畑区則直 (別図185のとおり)	土石流
才 I (202010020)	姫路市広畑区才 (別図186のとおり)	土石流
奥笹川 I (202010021)	姫路市打越 (別図187のとおり)	土石流
打越上谷 I (202010022)	姫路市打越 (別図188のとおり)	土石流
打越西谷 I (202010023)	姫路市打越 (別図189のとおり)	土石流
笹川 I (202010024)	姫路市打越 (別図190のとおり)	土石流
笹川第 2 I (202010025)	姫路市打越 (別図191のとおり)	土石流
打越右奥谷 I (202010026)	姫路市打越 (別図192のとおり)	土石流
打越奥谷 I (202010027)	姫路市打越 (別図193のとおり)	土石流
打越奥南谷 I (202010028)	姫路市打越 (別図194のとおり)	土石流
奥新田川 I (202010029)	姫路市白鳥台三丁目 (別図195のとおり)	土石流
奥新田川第 2 I (202010030)	姫路市白鳥台三丁目 (別図196のとおり)	土石流
奥新田川第 3 I (202010031)	姫路市白鳥台二丁目 (別図197のとおり)	土石流
刀出川 I (202010032)	姫路市書写 (別図198のとおり)	土石流
刀出川第 2 I (202010033)	姫路市書写 (別図199のとおり)	土石流
西飾西奥谷 I (202010034)	姫路市相野 (別図200のとおり)	土石流
赤坂谷 I (202010035)	姫路市飾西 (別図201のとおり)	土石流
西飾南谷 I (202010036)	姫路市飾西 (別図202のとおり)	土石流
飾西台 I (202010037)	姫路市飾西 (別図203のとおり)	土石流
青山上池谷 I (202010038)	姫路市青山 (別図204のとおり)	土石流

西蒲田Ⅰ (202010039)	姫路市広畑区西蒲田（別図205のとおり）	土石流
今宿Ⅰ (202010040)	姫路市高岡新町（別図206のとおり）	土石流
東下手野川Ⅰ (202010041)	姫路市高岡新町（別図207のとおり）	土石流
昴取川Ⅰ (202010042)	姫路市広畑区蒲田（別図208のとおり）	土石流
昴取川第2Ⅰ (202010043)	姫路市広畑区蒲田（別図209のとおり）	土石流
蒲田Ⅰ (202010044)	姫路市広畑区蒲田（別図210のとおり）	土石流
下野川Ⅰ (202010045)	姫路市広畑区蒲田（別図211のとおり）	土石流
西庄奥谷Ⅰ (202010046)	姫路市高岡新町（別図212のとおり）	土石流
西庄Ⅰ (202010047)	姫路市西庄（別図213のとおり）	土石流
井ノ口第2Ⅰ (202010048)	姫路市岡田（別図214のとおり）	土石流
井ノ口左支溪Ⅰ (202010049)	姫路市井ノ口（別図215のとおり）	土石流
井ノ口中谷Ⅰ (202010050)	姫路市町坪（別図216のとおり）	土石流
井ノ口Ⅰ (202010051)	姫路市町坪（別図217のとおり）	土石流
苔編第2Ⅰ (202010052)	姫路市苔編（別図218のとおり）	土石流
苔編Ⅰ (202010053)	姫路市苔編（別図219のとおり）	土石流
苔編西Ⅰ (202010054)	姫路市苔編（別図220のとおり）	土石流
松山Ⅱ (202010055)	姫路市林田町松山（別図221のとおり）	土石流
杉山第2Ⅱ (202010056)	姫路市林田町松山（別図222のとおり）	土石流
上山田谷Ⅱ (202010057)	姫路市林田町松山（別図223のとおり）	土石流
穴部川Ⅱ (202010058)	姫路市林田町山田（別図224のとおり）	土石流
松山中谷Ⅱ (202010059)	姫路市林田町松山（別図225のとおり）	土石流
杉山第3Ⅱ (202010060)	姫路市林田町松山（別図226のとおり）	土石流

山田Ⅱ (202010061)	姫路市林田町山田 (別図227のとおり)	土石流
松山第4Ⅱ (202010062)	姫路市林田町松山 (別図228のとおり)	土石流
佐見上谷Ⅱ (202010063)	姫路市林田町奥佐見 (別図229のとおり)	土石流
市場川Ⅱ (202010064)	姫路市林田町六九谷 (別図230のとおり)	土石流
鉢谷川Ⅱ (202010065)	姫路市林田町林谷 (別図231のとおり)	土石流
大堤川Ⅱ (202010066)	姫路市林田町大堤 (別図232のとおり)	土石流
大堤川第2Ⅱ (202010067)	姫路市林田町大堤 (別図233のとおり)	土石流
大堤川第3Ⅱ (202010068)	姫路市林田町大堤 (別図234のとおり)	土石流
長林Ⅱ (202010069)	姫路市林田町上伊勢 (別図235のとおり)	土石流
上伊勢川Ⅱ (202010070)	姫路市林田町上伊勢 (別図236のとおり)	土石流
ハチヶ谷Ⅱ (202010071)	姫路市林田町下伊勢 (別図237のとおり)	土石流
堂ヶ谷Ⅱ (202010072)	姫路市林田町下伊勢 (別図238のとおり)	土石流
下伊勢川Ⅱ (202010073)	姫路市林田町下伊勢 (別図239のとおり)	土石流
伊勢南谷Ⅱ (202010074)	姫路市林田町下伊勢 (別図240のとおり)	土石流
伊勢奥南谷Ⅱ (202010075)	姫路市林田町下伊勢 (別図241のとおり)	土石流
伊勢奥谷川Ⅱ (202010076)	姫路市林田町下伊勢 (別図242のとおり)	土石流
伊勢東谷Ⅱ (202010077)	姫路市林田町下伊勢 (別図243のとおり)	土石流
がん谷Ⅱ (202010078)	姫路市石倉 (別図244のとおり)	土石流
奥笹川第2Ⅱ (202010079)	姫路市打越 (別図245のとおり)	土石流
奥笹川第3Ⅱ (202010080)	姫路市打越 (別図246のとおり)	土石流
白鳥池南川Ⅱ (202010081)	姫路市打越 (別図247のとおり)	土石流

(別図1から別図247までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1252号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
春日都市計画下水道事業丹波市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成8年5月21日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成8年5月21日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第1253号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社アルファ  
代表者の氏名 金子 洙 範  
住所 姫路市坂元町122番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 ホテル シェリー  
所在地 姫路市砥堀288-1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局県土整備部建築課  
縦覧期間 平成20年12月12日から同月25日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成20年12月12日から同月25日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第1254号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西淡都市計画道路  
3.5.420号湊線  
3.5.421号湊古津路線
- 2 都市計画を定めようとする土地の区域  
[3.5.420号湊線]  
南あわじ市松帆西路字沖之浜、字中浜及び字沖之浜道ヨリ北、湊字新田、字地藏前東、字地藏前、字地藏北、字地藏西、字内通、字浜新田、字濱新田、字三軒屋前、字三軒屋内通、字三軒屋、字石ヶ坪、字平石及び字叶堂向並びに湊里字三軒家  
[3.5.421号湊古津路線]  
南あわじ市湊字叶堂向並びに松帆古津路字叶堂及び字西原
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成20年12月12日から同月26日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び南あわじ市都市整備部都市計画課



**兵庫県告示第1255号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画道路  
3.1.101号駅前幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市西駅前町、豆腐町字万燈、駅前町、駅前町字万燈及び字御殿前

**公 告**

**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 伊丹ショッピングデパート  
所在地 伊丹市中央一丁目1番1号
- 2 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>近隣住民にはオープン間際まで説明がなく、オープン1週間前の説明会で計画を知った。</p> <p>深夜時間帯への営業時間の延長及び24時間営業等への営業時間の変更は問題が多すぎるため、大反対である。</p>

駐車場は容量があるというだけであり、全ての来客車両が駐車場を利用できる（利用する）とは限らない。店側が駐車場を利用しているか調査し、路上駐車を確認した場合でも駐車場利用を促すとは思えない。

騒音の予測レベルはあくまでも予測であり、オープン後は測定する予定がないとのこと。予測のみでは不十分である。

現在、地下1階は午前10時から翌午前1時の営業であるが、地下近隣駐輪場は、翌午前0時40分頃までであり、閉店まで居ると自転車では帰れなくなる。24時間営業においても同様の問題がある。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年12月12日から1月間



**大規模小売店舗に対する県の意見に対して講ずる措置の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、届出者から大規模小売店舗の届出を変更しない旨の通知があり、県の意見に対して講じる措置の概要については次のとおりである。

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）イオン明石ショッピングセンター、ミドリ電化二見店、兵庫二見ビル  
所在地 明石市二見町西二見字東山之上89-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社石見杉	浅井五郎	東京都中央区京橋三丁目6番8号
津田物産株式会社	奥吉治	大阪市鶴見区今津南一丁目9番19号

3 届出を変更しない旨の通知日

平成20年11月18日

4 県の意見に対して講じる措置の概要

当該店舗にかかる県の意見については、以下の対策を講じることにより、周辺住民の生活環境を保持することができるものと考えられ、店舗の変更の届出は行わない。

(1) 西側来客車両入口付近についての対策

敷地内の自動車走行路にガードレールを設置する等、来客車両の走行動線を誘導・制限し、騒音の発生源を敷地境界から遠ざけるとともに、入口北側の植え込み部に新たに植栽を行い、音の散乱効果や視覚的な遮断効果を確保することにより、車両走行時に発生する騒音を抑制する。

(2) 南西側来客車両出口付近についての対策

敷地内の自動車走行路の斜路終端部分の外側に新たに植栽を行い、音の散乱効果や視覚的な遮断効果を確保することにより、車両走行時に発生する騒音を抑制する。

(3) 上記2箇所についての共通した対策

敷地内を走行する来客車両に対して速度制限標示の看板等を掲示又は標示することにより徐行運転を周知徹底し、車両走行時に発生する騒音を抑制する。



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年12月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ICTスクールコンピューター一式に係る賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年11月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
N T Tファイナンス株式会社 神戸市中央区小野柄通4-1-22
- 5 落札金額  
79,758,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年10月10日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成20年12月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党安富支部	鎌田 一	小林 章宏	姫路市安富町長野113番地

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
新 し い 風	中馬 勇	田中 一郎	西宮市上甲子園1丁目2-13
今 こ そ 出 番 の 会	浅尾 文昭	河原 弘善	西宮市櫛塚町3-4-403
う す い 隆 夫 後 援 会	原 正美	荻野 欣二	丹波市春日町黒井2538番地
大 平 洋 一 郎 後 援 会	浜野 圭市	大平 洋一郎	西宮市津門宝津町11-11
岡 田 哲 和 後 援 会	田中 光夫	前川 恵子	丹波市氷上町犬岡162

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
自由民主党宝塚市支部	会計責任者	山本 敬子	岡田 進
		篠原 正寛	管 庸夫
自由民主党西宮支部	代表者	篠原 正寛	管 庸夫

自由民主党兵庫県港湾支部	会計責任者	新	新木 博行
		旧	林 和彦
自由民主党兵庫県参議院選挙区第二支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
自由民主党兵庫県歯科医師支部	代 表 者	新	村上 英夫
		旧	橋本 猛伸
自由民主党兵庫県第七選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
自由民主党兵庫県第六選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第6区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県参議院選挙区第3総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第12区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第7区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
愛と希望のまち西宮をつくる会	主たる事務所の所在地	新	西宮市和上町7-22
		旧	西宮市戸田町3-22-102
いきいきモラル立国日本をつくる会	代 表 者	新	石原 大輔
		旧	岩嶋 亮介
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 大前 繁雄、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体

石井登志郎後援会	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル2階
		前	西宮市六湛寺町9-10
		旧	西宮市和上町5-29-403
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
石井みどり兵庫県後援会	代表者	新	村上 英夫
		旧	橋本 猛伸
泉信也兵庫港湾後援会	会計責任者	新	新木 博行
		旧	林 和彦
いちむら浩一郎を応援する会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市村 浩一郎、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
いとう順一とつくる会	代表者	新	嶋貫 孝弘
		旧	藪内 俊雄
井戸まさえ勝手応援団	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 井戸 正枝、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
V i s i o n 2 0 5 0	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 石井 登志郎、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
太田喜一郎後援会	代表者	新	川口 政春
		旧	坂田 平雄
	会計責任者	新	増南 博幸
		旧	西田 康雄
大平洋一郎後援会	会計責任者	新	大平 洋一郎
		旧	樋口 正
大前繁雄後援会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 大前 繁雄、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
川崎重工労働組合連合会政治活動委員会	会計責任者	新	古川 久志
		旧	山田 和由

キャタピラージャパン労働組合明石地区政治活動委員会	名 称	新	キャタピラージャパン労働組合明石地区政治活動委員会
		旧	新キャタピラー三菱労働組合明石地区政治活動委員会
	会 計 責 任 者	新	渡辺 伊輝
		旧	内橋 正則
黒 江 け ん じ 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 黒江 兼司、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
鴻 池 よ し た だ 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 鴻池 祥肇、参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
木 挽 司 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 木挽 司、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
瀬 川 至 後 援 会	代 表 者	新	石塚 善美
		旧	前川 昌三
税 理 士 に よ る 渡 海 紀 三 朗 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 渡海 紀三朗、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
チ ャ レ ン ジ ャ ー の 会	主たる事務所の所在地	新	養父市大屋町門野187-1
		旧	養父市八鹿町八鹿1579-3
辻 泰 弘 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 辻 泰弘、参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
電 機 兵 庫 政 治 活 動 委 員 会	会 計 責 任 者	新	田尻 陽一
		旧	堀井 説也
新 田 と し か ず 後 援 会	代 表 者	新	広瀬 福市
		旧	西尾 三郎
日 本 行 政 書 士 政 治 連 盟 兵 庫 県 支 部 (略称、兵庫県行政書士政治連盟)	代 表 者	新	宇津 慶子
		旧	東本 國弘

原 和 美 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通5-2-3 扇都センタービル2階
		旧	神戸市北区星和台1-16-28
	会計責任者	新	門永 秀次
		旧	石倉 紀美子
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 原 和美、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
兵庫県歯科医師連盟	代表者	新	村上 英夫
		旧	橋本 猛伸
兵庫県歯科医師連盟三田支部	会計責任者	新	中西 透
		旧	宮内 満喜雄
兵庫県中村ひろひこ後援会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 中村 博彦、参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
ひろせ栄後援会	主たる事務所の所在地	新	養父市八鹿町八鹿1575-1
		旧	養父市八鹿町八鹿1893-3
フォーラム・チェンジ	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 木挽 司、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
MELON西部研究所社会活動委員会	代表者	新	桶谷 直宏
		旧	山本 和幸
	会計責任者	新	三好 淳之
		旧	多留谷 政良
山口つよし後援会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 山口 壯、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
山口つよしを励ます会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 山口 壯、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
山田さとる後援会	主たる事務所の所在地	新	西宮市和上町7-22
		旧	西宮市戸田町3-22-102
和田金男後援会	主たる事務所の所在地	新	養父市大屋町門野187-1
		旧	養父市八鹿町八鹿1579-3

3 解散の届出のあった政治団体

- (1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
大 平 洋 一 郎 後 援 会	浜野 圭市	平成20年10月23日
元気で明るい赤穂をつくる会（まめだ正明後援会）	川上 守	平成20年 9月30日
政 治 結 社 政 経 塾	成田 英樹	平成20年10月20日
松 本 行 人 後 援 会	山内 陽治	平成20年10月 2日
みやざき俊樹とともに高砂の再生に取り組む会	宮崎 俊樹	平成20年 9月 9日
毛利倫さんをはげます星陵高校有志の会	中川 和彦	平成20年10月 1日

**兵庫県選挙管理委員会告示第75号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成20年12月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
井 戸 正 枝	衆議院議員	井戸まさえ勝手応援団	公職の種類	新	衆議院議員
				旧	兵庫県議会議員
原 和 美	衆議院議員	原和美後援会	公職の種類	新	衆議院議員
				旧	神戸市議会議員
			主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通5-2-3 扇都センタービル2階
				旧	神戸市北区星和台1-16-28
和 田 金 男	養父市長	和田金男後援会	主たる事務所の所在地	新	養父市大屋町門野187-1
				旧	養父市八鹿町八鹿1579-3

**教 育 委 員 会 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月12日

契約担当者  
兵庫県立香住高等学校長 安 田 義 文

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量  
実習船「但州丸」定期検査及び整備一般工事 一式
- (2) 工事の内容及び仕様等  
総トン数499トンの実習船「但州丸」の定期検査及び整備一般工事  
仕様は入札説明書による。

- (3) 履行期限  
平成21年3月24日（火）
  - (4) 履行場所  
実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から250マイル以内の請負造船所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 平成15年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数450トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した義務と同様の業務について、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (6) 総トン数499トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1  
兵庫県立香住高等学校 担当 鶴田  
電話 (0796) 36-1181 F A X (0796) 36-1182
  - (2) 申込書の提出期限、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年12月12日（金）から平成21年1月9日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成21年1月23日（金）午後2時 兵庫県立香住高等学校会議室
  - (4) 入札書の受領期限  
上記3(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年1月22日（木）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年1月21日（水）正午までに兵庫県立香住高等学校に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成21年1月9日(金)午後4時まで上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年1月下旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、4(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の検査・修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshifumi Yasuda, Principal of Kasumi Senior High School, Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

The periodical survey & Repair services of the fisheries training vessel TANSHU-MARU 1 set

(3) Contract fulfillment period:

March 24, 2009

(4) Contract fulfillment place:

Dockyard near (250N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 January 9, 2009
- (6) Deadline for tender:  
14:00 January 23, 2009 by direct delivery;  
17:00 January 22, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Hiroshi Tsuruta, Administrative Office, Kasumi Senior High School  
40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563  
TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182